

「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」に対する パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号)	銀行1柱告示
銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成二十六年金融庁告示第七号)	銀行3柱告示

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行1柱告示 第76条の5第2 項	<p>(LTAの適用要件)</p> <p>LTAを適用する場合の適用要件について具体的に例示をお願いいたします。</p> <p>(1)「十分かつ頻繁」とはどのような頻度を指していますか。</p> <p>(2)「独立した第三者」とは具体的にはどのような組織を指していますか。</p> <p>例えば、信託会社等が運用資産の管理を十分かつ頻繁に基準価格の算出を行っているファンドに関して、ファンドの明細を運用会社から取得する場合もこの要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>(3)決算の都度、監査法人による監査が行われていれば、当要件は満たされると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>(4)なお、新規に購入したファンドで監査を受けることが定められている場合、決算時点で監査を受けていなくてもLTAの要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>(5)裏付けとなる資産の明細情報については、その都度独立した第三者により検証されていなくても当要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>(1)「十分かつ頻繁」の「頻繁」は、市場性ファンドの場合、投資家である金融機関の自己資本比率の算出・公表以上の頻度を意味します。ただし、非市場性ファンドの場合は、①少なくとも年1回以上、第三者検証（会計監査も可）を受けた裏付けとなる資産等の明細情報を取得し、②期中の個々の投資活動に係る情報を適時に確認することにより継続的に資産構成を把握し、適切にファンドをモニタリングできる態勢が整っている場合は、ルック・スルー適用要件を充足するものとみなすことも可能です。</p> <p>※1 当該ファンドが市場性ファンドに該当するか否かは、投資対象商品の市場流動性や基準価額（又は純資産価値）が算出される頻度を踏まえて判別ください。</p> <p>(2)銀行1柱告示第76条の5第2項第2号（第167条第2項第2号も同旨）に規定する第三者検証要件は、独立した立場で業務を行う異なる二者の間で、確認・検証・照合作業等（※2）が行われていることにより、ファンドの裏付けとなる資産等の明細情報の適切性が確保されている場合に充足しているものとして取り扱うことができると考えられます。</p> <p>従って、「独立した第三者」の具体的な主体は、金融機関が当該ファンドの裏付けとなる資産等の明細情報を誰から受領するか等の状況によって異なり、ケ</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>ースに応じて、運用会社、信託会社、アドミニストレーター等が該当しうるものと考えられます。</p> <p>ただし、非市場性ファンドの場合に、このような確認・検証・照合作業等が行われていない場合であっても、上記(1)①、②をもって、ルック・スルー適用要件を充足するものとみなすことも可能です。</p> <p>※2 例えば、運用会社と信託会社等の間で、基準価額又は純資産価値の照合が行われており、適切性が疑われる場合には原因究明を通じて適切性を確保する運用が行われている場合</p> <p>(3)市場性ファンドについては、上記(1)、(2)のとおり、投資家である金融機関の自己資本比率の算出・公表以上の頻度で取得する明細情報について、当該明細情報の適切性が確保されていることを確認ください。</p> <p>また、非市場性ファンドにおいては、当該ファンドが決算期における監査法人による監査を受けていることのみをもってルック・スルー要件を充足して行うことはできません。ただし、非市場性ファンドにおいて、上記(1)①、②の観点に沿って判断する際に、監査法人による監査が行われていることを判断材料の一つとして利用することを否定するものではありません。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>(4) 金融機関の自己資本比率算出時点で、第三者検証要件を充足した明細情報を入手できていない場合には、原則、ロック・スルー方式を適用することはできません。一方で、非市場性ファンドにおいて、ファンド自体の決算時点の監査を受ける前の段階でも、上記(1)①、②に該当し、継続的に資産構成を把握し適切にファンドをモニタリングできる態勢が整っている場合は、ロック・スルー適用要件を充足するとみなせるケースもあると考えられます。要件充足の有無を判断するに当たっては、各金融機関で適切な基準を定めた上で判断することが期待されます。</p> <p>(5) 上記(1)、(2)に沿ってご判断ください。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
2	銀行1柱告示 第76条の5第2項、第4項、第5項	<p>(第三者により判定されたリスク・ウェイトの使用) 第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合の具体的な例示をお願いいたします。</p> <p>現状、標準的手法採用行の多くはファンドのリスク・ウェイト判定に際して、資産運用会社が作成したリスク・アセット表という裏付資産の商品毎の明細表を基にリスク・ウェイトを定めています。</p> <p>(1)第4項に定める第三者には資産運用会社も含まれるという理解でよろしいでしょうか。第2項に定める「独立した第三者」とは別と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>(2)もし、この理解が正しいのであれば第4項の表現を「標準的手法採用行以外の第三者」と改めていただいた方が、主旨が明確になると考えます。</p> <p>(3)また、第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合であっても、第2項第1号に定めるように「十分かつ頻繁に」裏付資産の情報を取得していれば、リスク・ウェイトの1.2倍は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>(1)銀行1柱告示第76条の5第4項(第167条第5項も同旨)の「第三者」として、当該ファンドの資産運用会社が該当する場合もあると考えられます。同条第2項第2号の「独立した第三者」と同一の者であることを要請しているわけではありません。</p> <p>(2)貴重なご意見ありがとうございます。ご理解のとおり、第4項の第三者とは「リスク・ウェイトを判定する主体として金融機関以外の者」を指すものになりますので、ご指摘のリスク・アセット表を作成している資産運用会社も該当し得ます。一方で、第2項の「独立した第三者」は、「金融機関が取得した裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報の正確性確保に寄与している独立した立場で業務を行う者」を指します(例えば、運用会社から明細を受領する場合は、運用会社と独立した信託会社が該当し得ます。)。そのため、コメントをいただいたとおりに改めたとしても、必ずしも上記の理解の明確化にはつながらないと考えますので、原案のとおりいたします。</p> <p>(3)第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合に、「十分かつ頻繁に」裏付けとなる資産等の情報を取得していることのみをもって、リスク・ウェイトの1.2倍を不要とすることはできません。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
3	銀行1柱告示 第76条の5第 1項、第167条 第1項	上場投資信託（ETF）、上場投資証券（ETN）など、証券取引所に上場しているものについては、上場会社株式への投資とみなして、リスク・ウェイトのみなし計算（告示第76条の5、第167条）の対象とはせずに上場株式と同様に取り扱うことも可能という理解で良いでしょうか。	今回の告示改正は、上場投資信託等について、従前より「自己資本規制に関するQ&A」等で示している取扱いを否定するものではありません。
4	銀行1柱告示 第76条の5第1 項、第167条第 1項	上場不動産信託（J-REIT）や非上場の不動産投資信託については、不動産会社への株式投資とみなして、非上場株式と同様に取り扱うことも可能という理解で良いでしょうか。 また、仮に、不動産投資信託がリスク・ウェイトのみなし計算（告示第76条の5、第167条）の対象である場合において、 ・不動産投資信託にロック・スルー方式を適用する場合は、土地・建物等の個別明細は不要であり、土地・建物等の資産計上額が把握できれば良いでしょうか。 ・借地権等の無形固定資産がある場合は、分子の自己資本の計算に反映させ、その分はレバレッジの計算に反映させないという取扱いで良いでしょうか。	今回の告示改正は、上場不動産信託（J-REIT）、非上場の不動産投資信託について、従前より「自己資本規制に関するQ&A」等で示している取扱いを否定するものではありません。 ロック・スルー方式を適用する場合、当該ファンドの裏付けとなる資産等の明細情報を取得し、エクスポージャーの詳細を把握する必要があります。 また、ロック・スルー方式を適用した場合の裏付けとなる資産等に、当該金融機関の資本の調整項目に該当する資産が含まれる場合、当該金融機関が直接に保有する場合の当該資産と同様の取扱いとなります。
5	銀行1柱告示 第76条の5第4	ファンドの運用会社等の第三者がリスク・ウェイトの判定を行う場合、運用会社等の判断により裏付け	※ ここでは、ファンドAがファンドBに投資している場合におけるファンドAを「上位の階層」、ファンドBを「下位の

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	項、第5項、第167条第5項、第6項	となる資産等の全部又は一部についてマンドート方式を適用することはできず、ファンド・オブ・ファンズの下位の階層のファンドを含めて、全ての裏付けとなる個々の資産及び取引の明細に基づきルック・スルー方式を適用してリスク・ウェイトの判定を行わなければならないのでしょうか。	階層」と表現します。 第三者によるリスク・ウェイト判定は、ルック・スルー方式の一つの様態です。ルック・スルー方式以外の計算方式において、第三者がリスク・ウェイト判定を行うことはできません。 銀行が直接投資しているファンド及び当該ファンドよりも下位の階層に位置付けられるファンドの保有する個々の資産・取引のうち、第三者が銀行1柱告示第76条の5第4項（銀行1柱告示第167条第5項）の規定を満たす形で明細情報を取得できている部分については、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを利用することが可能です。
6	銀行1柱告示第167条第5項、第6項	内部格付手法採用行が第三者により判定されたリスク・ウェイトを適用して信用リスク・アセットの総額を算出する場合について、標準的手法と同様に株式のショート・ポジションは信用リスク・アセットの計算に考慮しないという理解で良いのでしょうか。	ご指摘の場合、銀行1柱告示第166条第6項により、現物資産のショート・ポジションは、ロング・ポジションとみなして、信用リスク・アセットの計算に含めることとなります。
7	銀行1柱告示第76条の5第6項、第7項、第167条第7項、第8項	目論見書等に記載されている投資方針において、デリバティブ取引の利用の可能性がある場合であって、デリバティブ取引の想定元本額（の上限）を把握することができない場合には、マンドート方式を適用できないという理解で良いのでしょうか。	マンドート方式を適用するためには、各金融機関において、目論見書等に記載されている投資方針等から有効なマンドート情報の有無を判断するための適切な基準を設けた上で、マンドート方式の適用可否を判断してください。その上でマンドート方式を適用する場合には、このマンドート情報からデリバテ

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>イブ取引の想定元本額の上限を把握することが必要です。</p> <p>※ マンデートの範囲の考え方については、Q&A 第76条の5-Q7、第167条-Q10 もご参照ください。</p>
8	銀行1柱告示 第76条の5第6項、第7項、第167条第7項、第8項	<p>投資信託・仕組債等に内包されているデリバティブ取引の時価や取引条件の詳細が開示されていない場合は、再構築コストを取引スキームから推定される想定元本額とし、アドオン部分は当該想定元本額に最も保守的な掛目を乗じることにより計算することで問題ないでしょうか。</p>	<p>マンデート方式を適用する場合に、ファンドの裏付けとなる資産等に含まれる派生商品取引のカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャーについて、カレント・エクスポージャー方式を適用するに当たって再構築コストが不明なときには、想定元本の額で代替する必要があります。</p> <p>また、アドオンの額を算出するに当たっては、アドオンの掛目が不明なときには、想定される最も保守的な掛目を使用する必要があります。</p>
9	銀行1柱告示 第76条の5第8項、第167条第9項	<p>ファンドの負債が手数料等の少額の未払金のみの場合、レバレッジを考慮しない取扱いも許容されるのでしょうか。</p> <p>(マンデート方式を適用しようとする場合、手数料等の少額の未払金等まで厳密に想定してレバレッジを計算するのは困難と思われます。)</p>	<p>負債が少額である場合であっても、レバレッジ調整を行わない場合、リスク・ウェイトが不適切に軽減されてしまうため、少額であることをもって、未払金等のレバレッジを考慮しない取扱いは許容されません。</p> <p>※ レバレッジの考慮については、今回公表させていただきました Q&A 第76条の5-Q2、第167条-Q2 もご参照ください。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
10	銀行3柱告示 別紙様式第二号	<p>(別紙様式第二号・第一面)OV1の注記sに「ただし、口欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。」とありますが、前期末において「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」と「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の行に集計していたものは、どこに開示すればいいですか。</p> <p>特に記載されていないための確認です。</p>	<p>銀行3柱告示別紙様式第二号第一面の「前期末」、第四号第一面の「前中間期末」、第八号第一面の「前四半期末」の末日が平成31年3月31日より前の日付となる場合は、当該期末(平成31年3月31日より前の期末)の計数は、従前の項目「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」、「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項を追加の上、当該期末に計上した金額を開示ください。</p> <p>※ ご意見を踏まえ、銀行3柱告示別紙様式第二号第一面、第四号第一面、第八号第一面の注に上記の内容を追記します。</p>
11	銀行3柱告示 別紙様式第二号 及び第四号	<p>2019年3月末時点では、今回改正されます項目のリスク・アセット額及び所要自己資本額に関しましては、前期末及び前四半期末の計算がなされておらず、別紙様式第2号及び第4号の該当箇所にリスク・アセット額及び所要自己資本額の記載することは不要という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>平成31年3月末時点では、別紙様式第二号第一面(OV1)の前期末基準(平成30年3月末基準)には、今回改正により追加される項目「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)」等での計上は、不要です。当該前期末基準には、従前の項目「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」、「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項を表に追加の上、当該期末(平成30年3月末基準)に計上した金額を開示ください。</p> <p>別紙様式第四号第一面(OV1)についても同様です。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>※ ご意見を踏まえ、銀行3柱告示別紙様式第二号第一面、第四号第一面、第八号第一面の注に上記の内容を追記します。</p>
12	銀行1柱告示第152条第1号イ、第2号イ	<p>(1)「第百六十七条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、・・・に一・〇六を乗じて得た額並びに第百六十七条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、・・・」とされていますが、蓋然性方式のみがスケーリング・ファクター（1.06倍）の対象となってしまいます。ここは、「第百六十七条（第十項を除く。）の規定により算出される信用リスク・アセットの額、・・・に一・〇六を乗じて得た額並びに第百六十七条第十項の規定が適用されるエクスポージャー、・・・」ではないでしょうか。</p> <p>(2)なお、告示第167条第5項に基づき、内部格付手法採用行が、標準的手法により信用リスク・アセットの計算を部分についても、スケーリング・ファクターの対象（1.06倍）という理解で良いのでしょうか？</p>	<p>(1)ルック・スルー方式及びマンドート方式については、裏付けとなる資産等の個々のエクスポージャーの信用リスク・アセット額の計算について、銀行1柱告示第152条を準用する際に、スケーリング・ファクターが考慮されるため、公表案のとおりで相違ありません。</p> <p>(2)銀行1柱告示第167条第5項、第6項の規定により、株式等エクスポージャー、証券化エクスポージャー以外のエクスポージャーについて、内部格付手法採用行が標準的手法により信用リスク・アセット額を算出する部分は、スケーリング・ファクターの対象外（1.06倍は必要ない）となります。</p> <p>また、証券化商品の資本賦課枠組みの見直しに関する自己資本比率規制告示の一部改正（平成31年3月31日適用）により、証券化エクスポージャー（外部格付準拠方式により信用リスク・アセット額を計測する部分）についても、スケーリング・ファクター対象外となります。</p>
13	銀行1柱告示第76条の5第6	蓋然性方式を適用しようとする場合も、目論見書や約款などに記載されている資産運用基準等に基づき	蓋然性方式の適用する場合の基本的な考え方については、Q&A第76条の5-Q9、第167条-Q12をご参考

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	項、第7項、第9項、第167条第7項、第8項、第10項	検討を行うものと考えられますが、マンデート方式を適用できる場合との相違点について、金融機関間での適用のバラつきを小さくするため、Q&A等で基本的な考え方をお示し頂くことが必要ではないでしょうか。（例えば、マンデート方式を適用するには、資産運用基準が明示されているだけでなく、基準日時点での資産等を実際に保有する事業体の総資産の額・純資産の額やオフバランス取引の与信相当額の計算に必要な情報が必要ということでしょうか。）	ください。
14	銀行1柱告示第167条第5項	国際合意では、内部格付手法による信用リスク・アセットの計算が実行可能ではないときに、標準的手法のリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの計算を行うこととされています。第5項では「第三者により判定されたリスク・ウェイト」を用いることを認めています。銀行自らが裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報に基づき標準的手法のリスク・ウェイトにより計算することについての定めがないのは、意図的なものでしょうか。	当該ファンドの投資対象となるような債務者に対して直接の貸出取引がなく外部格付も付与されていない場合など、内部格付手法採用行が裏付けとなる資産等について、内部格付手法に基づく適切な信用リスク・アセットの算出が困難であり、算出の信頼性の確保ができない場合は、当該「信頼性が確保できない」資産・取引については、標準的手法を適用すべきと考えます。 この場合、裏付けとなる資産等の中に株式等エクスポージャーが含まれる場合には、当該株式等エクスポージャーに銀行1柱告示第166条第3項に規定する「簡易手法」を適用する必要があります。また、裏付けとなる資産等に証券化エクスポージャーが含まれる場合には、「外部格付準拠方式」を当該証券化エ

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>クスポートに適用する必要があります。</p> <p>なお、所要自己資本を軽減する意図をもって、標準的手法を適用することは許容されません。</p> <p>※ 詳細は、Q&A 第 167 条-Q9 をご参照ください。</p>
15	銀行 1 柱告示 第 76 条の 5 第 9 項	<p>内部格付手法では、一部の株式等エクスポージャーについて、400 パーセントのリスク・ウェイトを適用するが、標準的手法において 400 パーセントのリスク・ウェイトを適用するエクスポージャーは存在しない。標準的手法採用行に適用される第 76 条の 5 第 9 項において、リスク・ウェイト 250 パーセント及び 400 パーセントの閾値を設けているが、150 パーセント及び 250 パーセントの組合せとするのが適当ではないか。</p>	<p>バーゼルⅢの最終化パッケージに係る最終合意において、標準的手法、内部格付手法ともに共通して株式のリスク・ウェイトが 250%（投機的な非上場株式は 400%）とされたことを踏まえ、蓋然性方式の閾値は、標準的手法、内部格付手法ともに 250%、400%を設定しているものです。</p>

(以 上)